

山梨県行政不服審査会閲覧等請求事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及び山梨県行政不服審査法施行条例（平成28年山梨県条例第16号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面又は資料の閲覧又は交付の求めに関し、これらの手続並びに山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）及び条例第10条の規定により審査会の庶務を処理することとされている総務部の職員（以下「事務局職員」という。）が行う事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

第2 閲 覧

1 閲覧の請求

- (1) 審査会は、法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）から法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧の求めを行いたい旨の意向が示されたときは、当該審査関係人に対し、主張書面等閲覧等請求書（第1号様式）（以下「閲覧等請求書」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が来庁して閲覧等請求書の作成及び提出を行ったときは、事務局職員は、当該閲覧等請求書を1部コピーし、控えとして当該審査請求人等に交付するものとする。
- (3) 審査請求人等が郵送により閲覧等請求書を提出する意向を示したときは、事務局職員は、閲覧等請求書の様式書面を当該審査請求人等に送付するものとする。

2 閲覧を拒むことができる正当な理由の有無の確認等

審査会は、審査請求人等から閲覧等請求書の提出があったときは、閲覧を拒むことができる正当な理由（第三者の個人識別情報が含まれている場合、行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合その他山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に規定する不開示情報が含まれている場合をいう。）の有無を確認するとともに、当該閲覧等請求書に係る主張書面等に係る閲覧についての意見を既に聴取している場合を除き、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧についての意見を聴くものとする。

3 閲覧の決定

- (1) 審査会は、閲覧の可否を決定したときは、主張書面等閲覧等決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）により、当該閲覧等請求書を提出した者（以下「閲覧請求者」という。）に通知するものとする。
- (2) 事務局職員は、閲覧請求者に対し、指定された閲覧日時に決定通知書を持参すべきことを連絡するものとする。

4 閲覧の準備

- (1) 事務局職員は、あらかじめ閲覧場所として会議室その他の閲覧用スペースを確保するものとする。
- (2) 閲覧可能な部分と閲覧を拒む部分を区分する必要がある場合において、ページ単位で分離できるときは、閲覧を拒む部分を取り外すものとし、同一ページにあるときは、閲覧を拒む部分を黒色のテープによる被覆その他の方法により判読できないよう処理するものとする。

5 閲覧の実施

- (1) 事務局職員は、指定の日時に来庁した閲覧請求者に対し、決定通知書の提示を求め、その内容を確認するものとする。
- (2) 審査会は、閲覧が実施されている間、事務局職員に立ち合わせるものとする。

第3 交付

1 交付の請求

- (1) 審査会は、審査関係人から法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による提出書類等の写し等の交付の求めがあったときは、当該審査関係人に対し、閲覧等請求書の提出を求めるものとする。
- (2) 審査請求人等が来庁して閲覧等請求書の作成及び提出を行ったときは、事務局職員は、当該閲覧等請求書を1部コピーし、控えとして当該審査請求人等に交付するものとする。
- (3) 審査請求人等が郵送により閲覧等請求書を提出する意向を示したときは、事務局職員は、閲覧等請求書の様式書面を当該審査請求人等に送付するものとする。

2 交付を拒むことができる正当な理由の有無の確認等

審査会は、審査請求人等から閲覧等請求書の提出があったときは、交付を拒むことができる正当な理由（第三者の個人識別情報が含まれている場合、行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合その他山梨県情報公開条例に規定する不開示情報が含まれている場合をいう。）の有無を確認するとともに、当該閲覧等請求書に係る主張書面等に係る交付についての意見を既に聴取している場合を除き、当該主張書面等の提出人に、当該交付についての意見を聴くものとする。

3 交付の決定

- (1) 審査会は、提出書類等の写し等の交付の可否を決定したときは、決定通知書により、当該閲覧等請求書を提出した者（以下「交付請求者」という。）に通知するものとする。
- (2) 事務局職員は、前項の決定通知書に併せ、主張書面等交付実施申出書（第3号様式）（以下「実施申出書」という。）の様式書面を交付請求者に送付するものとする。
- (3) 事務局職員は、交付請求者に対し、指定された交付日時に決定通知書、実施申出書及び印鑑を持参すべきことを連絡するものとする。

4 交付手数料の減免

- (1) 審査会は、交付請求者が条例第12条第2項において読み替えて準用する条例第2条第1項の手数料（以下「交付手数料」という。）の減免を求めたときは、当該交付請求者に対し、第3・1（1）の閲覧等請求書に減免を求める旨及びその理由を記載させ、及び当該請求者が経済的困難により納付の資力がないことを証する書面を提出させるものとする。
- (2) 審査会は、交付手数料の減免の可否を決定したときは、減免を認める旨及びその金額又は減免を認めない旨及びその理由を決定通知書に記載して通知するものとする。

5 交付の準備

主張書面等について交付可能な部分と交付を拒む部分を区分する必要がある場合において、ページ単位で分離できるときは、交付を拒む部分を除外した上で写し等の作成を行うものとし、同一ページにあるときは、交付を拒む部分を黒色のテープによる被覆その他の方法により判読できないよう処理するものとする。

6 交付の実施

(1) 来庁による交付

- ① 事務局職員は、指定の日時に来庁した交付請求者に対し、決定通知書の提示を求め、その内容を確認するものとする。
- ② 交付請求者が既に作成した実施申出書を持参したときは、事務局職員は、当該実施申出書に係る書類が決定通知書に記載された書類の範囲内であること及び現に交付しようとする書類の内容、数量等が実施申出書の各欄に的確に記載されていることを確認し、必要に応じ補正させ、及び補正した箇所への交付請求者による押印を行わせた上で、その提出を受けるものとする。
- ③ 交付請求者が作成前の実施申出書の様式書面を持参したときは、事務局職員は、現に交付しようとする書類の内容、数量等が実施申出書の各欄に的確に記載されるよう交付申請者に対して助言し、作成された実施申出書の提出を受けるものとする。
- ④ 事務局職員は、提出を受けた実施申出書を1部コピーして交付請求者に手交し、県民情報センター（以下「センター」という。）において当該実施申出書の写しを提示して交付手数料の所要額を納付すべきことを交付請求者に指示するものとする。
- ⑤ センターの職員は、交付請求者から交付手数料を現金で徴収し、現金領収書（財務規則第27号様式）を交付する。この場合において、交付手数料の歳入科目は次のとおりとする。
（款）使用料及び手数料 （項）手数料 （目）総務手数料
（節）総務管理費手数料 （細節）行政不服審査費手数料
- ⑥ 事務局職員は、交付請求者から現金領収書の提示を受けたときは、書類の写し等を手交するものとする。

(2) 郵送による交付

- ① 交付請求者から郵送による交付の意向が示されたときは、事務局職員は、交付請

求者に対し、あらかじめ実施申出書を作成して送付するよう求めるものとする。この場合において、事務局職員は、現に交付しようとする対象書類の具体的な内容、数量等について、電話、ファクシミリ等により交付請求者の意思確認その他の連絡調整を密に行い、後日の紛議を生じないよう、実施申出書の的確な作成を促すものとする。

- ② 審査会は、交付請求者に対し、実施申出書の提出に併せ、現金書留による交付手数料の郵送及び写し等の送付に要する郵便切手の提出を求めるものとする。
- ③ 事務局職員は、交付請求者から交付手数料が郵送されたときは、センターに現金を持参し、センターの職員から現金領収書の交付を受けるものとする。
- ④ 事務局職員は、交付請求者から提出された郵便切手を貼付し、書類の写し等及び現金領収書を交付請求者に郵送するものとする。

第4 収 納

- (1) センターの職員は、交付手数料の徴収及び金融機関への払込みを行ったときは、当月分の金額を翌月の月初に、審査会へ報告するものとする。
- (2) 事務局職員は、センターの職員から交付手数料に係る報告があったときは、前月分を一括して当月に1回、事後調定を行うものとする

附 則

この要領は、平成30年3月16日から施行する。

(第1号様式)

主張書面等閲覧等請求書

年 月 日

山梨県行政不服審査会 御中

審査請求人(参加人) ㊟

行政不服審査法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定により、
に関する処分についての審査請求の審理手続において審査会に提出された次の
書類等の(閲覧 ・ 写し等の交付)を求めます。

- 1 閲覧を求める主張書面等

- 2 写し等の交付を求める主張書面等

- 3 交付の方法等

- 4 主張書面等の写し等の交付に係る手数料の減免について^(注)

(1) 理由

(2) 添付書類(手数料を納める資力がない事実を証明する書面)

注 主張書面等の写し等の交付に係る手数料の減免を申請する場合に記載し、次のいずれかの書類を添付すること。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証する書面

(2) その他、経済的困難により手数料を納付する資力がない事実を証明する書面

(第2号様式)

年 月 日

(請求者) 殿

山梨県行政不服審査会
会長

主張書面等閲覧等決定通知書

年 月 日にあなたから提出された に関する処分に対する審査請求に係る主張書面の閲覧等の求めについては、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 閲覧について

- 2 写し等の交付について

- 3 閲覧及び写し等の交付を実施する日時及び場所について

- 4 写し等の交付に係る手数料の金額及び納付方法について
 - (1) 写し等の交付手数料 枚・ 円
 - (2) 納付方法

- 5 主張書面等の写し等の交付に係る手数料の減免について

- 6 その他必要な事項

(第3号様式)

主張書面等交付実施申出書

年 月 日

山梨県行政不服審査会 御中

審査請求人（参加人）

㊞

年 月 日付け「主張書面等閲覧等決定通知書」により認められた、次の主張書面等の写し等の交付について、交付の実施の申出をします。

1 写し等の交付を求める主張書面等及びその枚数

写し等の交付を求める 主張書面等	用紙の 大きさ	白黒の枚数		カラーの枚数		条例 単価
		片面	枚	片面	枚	
		両面	枚	両面	枚	
		片面	枚	片面	枚	
		両面	枚	両面	枚	
		片面	枚	片面	枚	
		両面	枚	両面	枚	

2 納めなければならない交付手数料の額
合計 円

3 送付による交付の場合の郵送料の額
円

4 希望する交付日（時）
年 月 日 （時）